

輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン

CAC/GL 25-1997

Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
by the
Ministry of Health, Labour and Welfare
Government of Japan

本文書は、当初、国際連合食糧農業機関（FAO）により、「輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン（GUIDELINES FOR THE EXCHANGE OF INFORMATION BETWEEN COUNTRIES ON REJECTIONS OF IMPORTED FOOD CAC/GL 25-1997）」として出版されたものである。日本語への翻訳は、日本政府の厚生労働省によってなされた。

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、FAOのいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAOが承認あるいは推薦していることを意味するものではない。本文書において表明された見解は、筆者の見解であり、必ずしもFAOの見解を示すものではない。

GUIDELINES FOR THE EXCHANGE OF INFORMATION BETWEEN COUNTRIES ON REJECTIONS OF IMPORTED FOOD

(輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン)

CAC/GL 25-1997

第1節 序文¹

以下のガイドラインは輸入食品の不合格品に関する構造的情報交換の基準を規定する。その場合、不合格品と考える根拠は、食品安全と食品の公正な貿易に関連する。

本ガイドラインは、輸入国の要件に一致しなかったことによって食品が輸入拒否された場合に適用される。食品安全緊急事態²が特定された場合は、Guideline for the Exchange of Information in Food Safety Emergency Situations(CAC/GL 19-1995)において扱う。

本ガイドラインの使用は、食品が拒否されたときの透明性を改善し、以下を基礎とすることを意図する。

－Principles for Food Import and Export Inspection and Certification(CAC/GL 20-1995)、特に同原則第15項に含まれる透明性の規定

－Guidelines for Food Import Control System(CAC/GL 47-2003)、特に同ガイドラインの第27-29項と第34項に含まれる決定と情報交換の規定

第2節 一般的検討

不合格品は、貨物が輸入国の要件に一致していないと輸入国の管轄当局が認めた時に生じる。その要件には、以下も含む。

- ・貨物が食品安全上のリスクがある証拠
- ・貨物が取扱い、保管、輸送の間に損害を受けた証拠
- ・虚偽表示や消費者欺瞞の証拠

輸入国の要件に適合していないために、管轄当局が輸入食品の貨物を不合格品とする場合、関連事業者に必要な説明が可能となるよう、また、適切な是正措置と予防措置が可能となるよう、関連事業者に情報を提供しなければならない。

適切な場合としては、輸出国の管轄当局（あるいは管轄当局が不明な場合は大使館）や拒否された貨物の輸入者及び／又は輸出者に情報を提供しなければならない。

¹ これらのガイドラインの目的は、拒否の理由が食品安全に関する動物を生成する食品の飼料を含むようしなければならない。

² 食品安全緊急は、偶然であれ故意であれ、緊急の注意が必要な公衆衛生への、重大かつまだ食中毒リスクを制御できていない CAC/GL 19-1995 に規定される

適切な場合としては、輸出国の管轄当局は、輸入国で見つけた証拠に合理的にアクセスし、不適合の原因調査を実施し、要求に応じて、改善措置を実施・管理することができるようにしなければならない。

要求があれば、輸出国の管轄当局は、輸入国の管轄当局に、必要な調査や実施した改善措置の結果について情報を提供しなければならない。

提供された情報に基づき、輸入国の規制に従い、輸入者及び／又は輸出者は適宜輸出入国の管轄当局と相談して、取るべき措置³を決定することができる。

食品安全と関連しない訂正可能な性質の繰り返しの違反（例えば、表示ミスや書類の誤読）が確認された場合又は系統的違反の場合、輸入国の管轄当局は、定期的に又は要求に応じて、輸出国の管轄当局に適切な通知を行うこともできる。

必要に応じて、不合格とされた食品の情報に関して、輸入国と輸出国の管轄当局間で二国間協議を実施しなければならない。

可能な限り、輸入国は、不合格とされた食品の情報の輸出国への開示の制限を最小限にしなければならない。

FAO 及び WHO が、輸入国の要件を満たすための取組みにおいて輸出国を支援できるように、輸入食品の不合格品に関する情報は FAO 及び WHO が入手できるようにしなければならない。

第 3 節 詳細情報

情報交換は、

- －可能な限り、すべての関連事業者に電子的に送信されなければならない。
- －可能な限り、確実に速やかな解決と代替措置が取られるために、透明性があり、構造化され、タイムリーでなければならない。
- －相互に合意があれば、輸入国の言語、英語又は第三者の言語で実施されなければならない。

食品貨物が不合格品とされた理由を明示しなければならず、違反した規則又は基準を参照しなければならない。不合格品となった基準の詳細を提供し、透明性を確保しなければならない。

³ Guidelines for Food Import Control System (CAC/GL 47-2003) の第 27-29 項に記載

らない。交換すべき情報の詳細は付属文書 1 に示されている。

貨物が輸入国で実施された分析に基づき不合格品とされる場合、輸入国の管轄当局は、要求に応じて、採用したサンプリング方法と分析方法の詳細、得られた結果及び検査機関の詳細を提示しなければならない。

食品中の汚染物質レベルが最大許容レベルを上回ることが判明した場合、検出されたレベル及び最大許容レベルとともに、当該汚染物質を特定しなければならない。生物学的汚染又は生物毒素による汚染の場合、最大レベルが定められていなければ、生物又は毒素をできるだけ具体的に特定しなければならず、また必要に応じて検出した汚染レベルを特定しなければならない。

食品添加物に関する規則又は成分規格の違反も明記しなければならない。

一部の国では、輸出国において特別に認可された施設由来の特定の食品（生肉など）のみ受け入れている。当該食品がそのような施設由来であるという証拠が不足又は不完全であることから、通関を拒否された場合、これを明記しなければならない。

付属文書 1

輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のための標準様式

以下の情報は、輸入食品の不合格品に関し、状況に応じて入手可能なものとして、各国から提供されなければならない。

懸念される食品の特定

懸念される食品はできるだけ完全に記述されなければならない。可能であれば、以下の情報が提供されなければならない。

- ・製品の種別及び量
- ・製品の品目コード（HS コード）
- ・包装のタイプ及びサイズ
- ・ロットの識別情報（番号、生産日など）
- ・コンテナ番号、船荷証券又は同様の輸送詳細情報
- ・その他の識別情報スタンプ、マーク又は番号
- ・証明書番号（可能であれば）及び可能な場合は証明書の写し
- ・製造者、生産者、販売者及び／又は輸出者の名称、施設番号

輸入の詳細

以下の情報が提供されなければならない。

- ・輸出者の名称及び連絡先
- ・輸入者の名称及び連絡先
- ・仕出港と仕向港を含むコンテナや船の詳細
- ・通関提示日

不合格品決定の詳細

輸入の拒否の決定に関する情報は以下を含んで提供されなければならない。

- ・不合格とされた（特定の）貨物の全体／一部
- ・不合格を決定した関係当局の名称および住所
- ・決定日
- ・不合格品である理由に関する詳細情報を提供できる管轄当局の名称および住所

不合格品の理由

不合格品の理由は特定されなければならない、また必要に応じて提供された証拠に裏付けられるものでなければならない。不合格品の理由には以下を含む。

- ・生物学的／微生物学的汚染

- ・ 化学的汚染（又は重金属など）
- ・ 農薬又は動物用医薬品の残留
- ・ 放射性物質汚染
- ・ 不正又は虚偽表示
- ・ 組成成分に欠陥がある
- ・ 食品添加物要件に準拠していない
- ・ 官能的品質が不適格
- ・ 温度要件が不適合
- ・ 技術的又は物理的欠陥（包装の破損など）
- ・ 不完全又は不正な証明書
- ・ 承認された国、地域又は施設からのものではない
- ・ 異物混入
- ・ その他の理由

講じる措置

講じる措置について以下のような情報が提供されなければならない。

- ・ 食品の廃棄処分
- ・ 文書不備の再調整／修正のために食品を留置
- ・ 食用外の使用に輸入を認める
- ・ 特定の条件下で再輸出を認める、例えば特定の通知国への再輸出など
- ・ 輸入者に通知
- ・ 輸出国の大使館／食品管理当局に通知
- ・ その他可能性のある到着国の当局に通知
- ・ その他